

特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会 運営要領

平成 23 年 6 月 7 日

座 長 決 定

特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会（以下「研究会」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによる。

1. 議事の進行

研究会の進行は、座長が務める。

座長が出席できない場合は、座長があらかじめ指名した座長代理がその職務を遂行する。

2. 議事の公開

研究会は原則公開とし、傍聴席に相応する人数を傍聴させることができる。

3. 研究会の資料の公開

研究会における配布資料は、内閣府のホームページ（以下「HP」という。）で原則公開する。

4. 議事要旨及び議事録の公表

議事要旨及び議事録を作成し、HPで原則公表する。

議事要旨については、事務局において作成し、座長の確認後速やかにHPで公表する。

議事録については、発言者名を明記することとし、委員の確認後HPで公表する。

5. 研究会構成員以外の者の会議への参加

議事の効果的な進行のため、座長の判断により、外部有識者からのヒアリングの実施や、代理者の出席を認めることができる。